資料２

その他の修正事項について

No.	修正箇所・修正事項	修正理由	関係課	青字・・・変更か所　庁内案の修正内容	庁内案の該当箇所
1	「4 想定する自然災害 （3）風水害」内の記載内容	より詳しく、わかりやすい表現にするため。	河川課	※1 「計画規模降雨」とは、過去の大雨の実績などを基に定めた降雨のことで、河川整備の基本となるもの。河川ごとに雨量や発生確率が異なり、九頭竜川などの大河川は概ね150年に1回以上、その他の中小河川は概ね10～80年に1回以上の確率で発生するものとされている。 ※2「想定最大規模降雨」とは、想定し得る最大規模の降雨のこと。近年、気候変動により、水災害が頻発化・激甚化しており、これまでの計画規模降雨を上回る降雨が発生していることから、平成27年の水防法改正により、洪水浸水想定の前提となる降雨として定められたもの。概ね1,000年に1回以上の確率で発生するとされている。	p.7
2	「5 被害想定 （2）津波」内の記載内容	「福井県津波浸水想定（R2.10公表）」及び「福井県津波災害警戒区域図（R4.3指定）」をふまえ、令和4年度中に「福井市津波避難計画」を改訂予定であり、最新の被害想定値を算出したため。	危機管理課	避難対象世帯数：1,072 避難対象人口：2,881	p.8
3	市管理の河川（支川）への対策	国や県など管理主体が異なる河川（支川）とあわせた浸水対策について、明確に記載しておく必要があるため。	河川課	3（1-3）異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 【流域治水の推進】 ○浸水被害が頻繁に起きる地区において、下流側の国・県管理河川の改修状況に応じ、市管理の準用河川等の早期改修及び調節池や校庭貯留の整備など、浸水対策を実施することにより、被害の軽減を図る。 ○「福井市下水道雨水対策基本計画」で設定した重点対策地区において、計画降雨規模の施設整備として、ポンプ場の排水能力増強を行うとともに、雨水増補幹線や校庭貯留などの雨水貯留施設を整備する。また、計画降雨を超える雨に対しては、「下水道内水ハザードマップ」の活用方法を市民に周知し、被害の軽減を図る。	p.24
4	浸水発生時における学校等を利用した「校庭貯留」の推進	近年、浸水対策として新たに取り組み始めている「校庭貯留」の計画的な整備を図るため。	河川課 雨水対策室		
5	避難のあり方についての対策	令和3年9月に改訂した洪水・土砂災害ハザードマップにおいて、想定最大規模の降雨（概ね1,000年に1回以上）の際に必要となる中高層建物の避難場所を確保していく必要があるため。	危機管理課	3（1-3）異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 【避難場所の整備】 ○浸水が広範囲に想定される地区において、多数が一時的に避難できるスペースを確保するため、立体駐車場やショッピングセンターなどの垂直避難によって安全が確保できる建物を緊急避難場所として活用できるよう、市と民間事業者との協力体制を構築する。また、地区と民間事業者との協定締結などを支援する。	p.25

その他の修正事項について

No.	修正箇所・修正事項	修正理由	関係課	青字・・・変更か所　庁内案の修正内容	庁内案の該当箇所
6	大雪や大雨などによる道路寸断への対応	令和4年8月に南越前町を襲った集中豪雨により発生した土砂災害により、嶺北と嶺南をつなぐ北陸自動車道及び国道8号の交通が寸断される事態に陥った。このことをふまえ、大雨や大雪の際に幹線道路網や物資供給体制を確保するため、道路の耐災害性強化を図る必要がある。	道路課	3(1-3)異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 【流域治水の推進】 ○道路の冠水時において、警察と相互に情報共有し、地元自治会の協力を得ながら交通規制の迅速化を図る。	p.24
				4(1−4)大雪による道路交通網の麻痺や公共交通機関の運休等の発生 【幹線道路や生活道路の道路交通網の確保】 ○事前の広域的な除雪体制の構築や通行規制の実施など、北陸自動車道や国道8号をはじめとする国道、主要県道を管轄するNEXCO中日本や国、県などと連携を強化して、迅速な対応を要請する。	p.25
				7(2−1)避難所での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 【物資供給体制の整備】 ○中部及び関西方面からの物資の流通を確保するため、北陸自動車道や国道8号の耐災害性の強化を促進する。	p.28
				18(6-4)交通ネットワークの機能停止 【交通施設の耐災害性の強化・国・県等との継続的連携】 ○北陸自動車道や国道8号は中部及び関西方面とを結ぶ広域幹線道路であり、嶺北と嶺南をつなぐ重要な幹線道路であることから、大雪や大雨により寸断されることのないよう、耐災害性の強化を促進する。	p.33
7	災害発生時における「学校版タイムライン」の推進	文部科学省が令和3年6月に公表した「危機管理マニュアル評価・見直しガイドライン」及び「学校安全推進のための教職員向け研修・訓練実践事例集」において、災害発生時における教職員等の役割や行動、児童生徒への対応をあらかじめ定めておく「学校版タイムライン」について、各学校の策定を促進していく必要があるため。	保健給食課	6(1−6)情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 【地域防災活動・防災教育の推進】 ○市が実施する総合防災訓練への参加を児童生徒に促すとともに、様々な災害等に対応できる実践的な避難訓練や地域の実情に応じた防災・防犯教育を計画的に実施する。また、教職員には、危機対処能力や判断力の向上を図るため、防災・防犯に関する研修等への参加や、避難行動を時系列化した学校版タイムラインの策定の必要性を促していく。	p.27
8	避難所となる施設への「小中学校」の追加	コロナ禍などの感染症や、想定最大規模の降雨(概ね1,000年に1回以上)にも対応しうる避難所として、「小中学校」を追加するため。	教育総務課	8(2−2)避難所の運営機能崩壊・長期にわたり避難生活を強いられる事態 【避難所の適切な運営・バリアフリー化の推進】 ○小中学校や公民館は、地域における災害時の活動拠点を担う施設であることから、新築を含め施設の耐震化や、洋式便器設置等のバリアフリー化を計画的に進めるなど、安全確保や利便性の向上に努める。	p.28